有明広域行政事務組合消防本部

焼却火からの火災に注意!!

✓ 有明広域消防本部管内では・・・

焼却行為による火災が 全体の 61%!!

＊令和８年１月～６月の火災件数 71 件のうち 44 件が、焼却行為が起因する火災です。
＊令和７年中は、火災件数 78 件のうち 44 件（57%）が、焼却行為が起因する火災です。

✓ 焼却行為による火災の多くは・・・

焼却行為中の **急激な 延焼拡大**

＊焼却場所に集められた枯草や剪定枝、家庭ごみを燃やしている時に、
風に煽られるなどして延焼拡大し、火災となる事例が多く発生しています。

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により

廃棄物の焼却は **『原則禁止』** されています。

『禁止の例外』の場合も、以下の対策を必ず実施してください。

1 強風・乾燥時は焼却しない

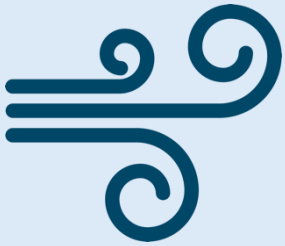

2 消火準備を行う

3 目を離さない

4 多量に焼却しない

5 焼却後は必ず消火

6 やけど・衣類着火に注意

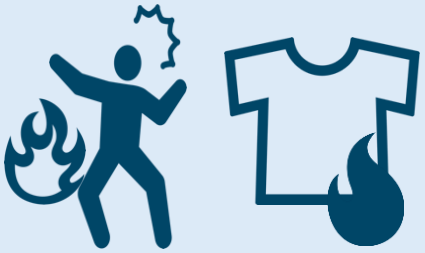

消火困難な場合は安全な場所に避難し、速やかに 119 通報を!!